

令和4年2月20日から長期優良住宅の認定申請手数料と

認定申請に係る添付図書が変わります。

1 確認書等の添付

従来、認定申請前に登録住宅性能評価機関で行っていた技術的審査（適合証を活用した技術的審査）がなくなり、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項及び同条2項に基づき、登録住宅性能評価機関へ長期使用構造等であることの確認を行う制度が創設されました。

この制度の創設により、登録住宅性能評価機関から**確認書等**が発行されることとなりますので、認定申請の際は、**確認書等の添付をお願いします。**

※令和4年2月20日以降に適合証や住宅性能評価書（長期使用構造等である旨の記載がないもの）を添付された認定申請は、受付できません。適合証や住宅性能評価書（長期使用構造等である旨の記載がないもの）を添付して認定申請する場合は、令和4年2月18日までに認定申請いただきますようお願いいたします。

2 災害配慮基準の追加

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に災害配慮基準が追加されました。これに伴い、大田区では、**土砂災害特別警戒区域内における長期優良住宅の認定は行わない**こととします。

ただし、次のような場合は認定が可能です。

- 住宅敷地の一部に当該区域が存するが、認定申請対象住宅は当該区域にかかっていない場合
- 区域の解除が確実と見込まれる場合

3 手数料額の変更

従来の**適合証**を添付した手数料額に代わり、**確認書等**が添付された申請に対する手数料額を創設します。

1 新築及び増改築の手数料額一覧は以下のとおりです。

計画建築物の延べ面積の合計	手数料額(新築)		手数料額(増築、改築)	
	(1)確認書等 ^{※1} あり	(2)(1)以外のもの	(3)確認書等 ^{※1} あり	(4)(3)以外のもの
一戸建て及び100㎡以内のもの	7,100 円	52,000 円	10,000 円	78,000 円
100㎡を超え500㎡以内のもの	13,000 円	122,000 円	19,000 円	183,000 円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000 円	196,000 円	33,000 円	293,000 円
1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	32,000 円	386,000 円	47,000 円	579,000 円
2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	57,000 円	691,000 円	85,000 円	1,037,000 円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	94,000 円	1,188,000 円	140,000 円	1,782,000 円

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の**確認書**若しくは同条第4項の**長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書**又はこれらの写し

2 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の変更認定 **2,300 円**

3 地位の承継の承認 **2,300 円**

お問い合わせ先

大田区まちづくり推進部建築審査課 意匠担当 Tel.03-5744-1388